

**「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
の変更案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について**

1. 概要

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を行った。

- （１）意見募集期間 平成 22 年 10 月 21 日（木）～11 月 19 日（金）
- （２）告知方法 環境省のホームページ、電子政府の窓口（e-Gov）、報道発表
- （３）意見提出方法 電子メール、F A X、郵送

2. 御意見の件数

- （１）意見提出者数 9 団体・個人
- （２）意見数 22 件

3. いただいた御意見の概要とそれに対する考え方

ページ ジ	項目・関係箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 ・・・次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他環境への負荷低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、・・・	廃棄物の再生利用を促進するため、再生品の品質管理方法を検討すべき。	本変更案においても、選別技術の向上や再生品の品質の安定化・高品質化について記述しているところです。
2	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 ・・・廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷低減に配慮しつつ、・・・	有害物質が含まれており、扱い方によっては環境への影響を与える可能性がありながら、有価であるために廃棄物処理法の規制がかからない、という状況は問題がある。諸外国のように、不要物に対して「有害か非有害か」で選別を行い、有害性に合わせた規制を設定すべき。	本変更案においても、有害な性状により特別管理廃棄物とされた廃棄物の適正処理について記述しているところです。有害であるが廃棄物でないものについては、廃棄物処理についての法律である廃棄物処理法ではなく、他の法律の規制によって対処すべきものであり、本変更案と直接関係がないものと考えますが、御指摘の点については今後の業務の参考にさせていただきます。

2	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 循環型社会への転換を更に進めていく必要がある。・・・低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組みを進めていく必要があり、・・・	循環型社会の推進と低炭素社会の推進を同時に行えないケースがある。このような時に、環境行政として総合的に判断した場合どちらを優先するかの方針について国民に示して頂きたい。	御指摘の点については、ケースバイケースで判断すべきものであり、一概に優先順位を示すことは困難と考えますが、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 ・・・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、基本法に定められた基本原則に則り・・・	現行の廃棄物行政は、一般廃棄物と、産業廃棄物に区分けしているが、一般廃棄物のうち市町村が収集運搬・処分を委託している一部の民間一般廃棄物事業の独占状態であり、産業廃棄物事業者の事業を圧迫し、適正な廃棄物処理の妨げとなっている。	一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法上、市町村が統括的な責任を負うものと解されており、御指摘の点についても市町村により適切に判断がなされるべきものと考えます。

2, 11	一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があり、・・・再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用・・・を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。 三 3 (1)一般廃棄物の処理体制の確保 低炭素社会との統合の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、・・・一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。	低炭素社会との統合の観点からは、廃プラスチック類の再使用、再生利用、熱回収に順位はつけられないと考える。純度の高くない廃プラスチックは、植木鉢等に再生される程度であり、電気・熱エネルギーを生む燃料に再生され、熱回収された方がよい。また、再使用・再生利用目的で輸出された廃プラスチック類については、輸出先で不適正処理され環境破壊の原因となることを防止するため、追跡調査などを必須とするべき。	廃プラスチック類のうち、プラスチック製容器包装については、平成 22 年 10 月に中央環境審議会及び産業構造審議会によってまとめられた「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」等を踏まえ再生利用を進めています。 また、廃棄物の輸出については、環境大臣の確認が必要とされており、輸出先国において、輸出に係る廃棄物が日本国内の処理基準を下回らない方法により処理されることが確実にあることが認められること等一定の要件を満たす場合のみ、廃棄物を輸出できることとしています。
-------	---	---	--

3	二 2 廃棄物の減量化の目標量	廃棄物の排出量は、事業活動や社会経済情勢の変化により変動するものであるから、その目標は参考程度とすべきである。	本変更案においては、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制」することとしており、基本方針において排出量の削減目標を「廃棄物の減量その他適正な処理に関する目標」の一つとして設定することは必要であると考えます。
5, 6	三 2 （2）事業者の役割	建設工事のうち解体工事から発生する産業廃棄物について、本質的な排出事業者は誰なのかを検討・議論すべき。	御指摘の点については、廃棄物処理制度専門委員会での議論を踏まえ、平成 22 年 5 月 19 日に改正した廃棄物処理法によって、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者として責任を有するという原則を確立したところです。

8	三 2 (4) 国の役割	蛍光灯安定器等の P C B 汚染物については北九州事業所と北海道事業所（計画中）の地域内でしか処理の目途がたっておらず、今後、受入エリアの枠を越えた施設運用が必要となると考えられ、処理施設の弾力的運用を図るべき。	当該箇所は、P C B 特別措置法及び同法に基づく P C B 廃棄物処理基本計画に即して、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関する施策の推進に関する基本的事項を記述しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、日本環境安全事業株式会社を活用した PCB 汚染物等の処理については、平成 21 年 7 月に北九州での処理が開始されたほか、北海道室蘭においても処理体制の整備に向けた準備を進めているところであり、その他の地域につきましても、処理体制の整備について、引き続き鋭意検討してまいる所存です。
9	三 2 (4) 国の役割 ポリ塩化ビフェニル廃棄物について・・・、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。	P C B の処理には膨大な社会的コストが必要とされ、社会・経済に大きな打撃を与えられ、国は、P C B の処理について安全性を確保しつつも、社会・経済の活力が必要以上に弱体化しないよう、社会的コストの縮減を図る必要があると考えられることから、国の役割として P C B 処理に係る社会的コストの縮減を本方針に明記すべきである。	当該箇所は、P C B 特別措置法及び同法に基づく P C B 廃棄物処理基本計画に即して、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関する施策の推進に関する基本的事項を記述しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。

9, 10	三 2 (4) 国の役割 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、・・・安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。	微量 P C B 汚染機器は多くが使用中であり、汚染の実態把握が進んでいない状況と認識している。処理にあたって処理対象を明確にするには、法の枠組みに加え産業界等民間との協力・連携が必要と考える。「無害化処理認定制度の活用等」には産業界等民間との協力・連携が当然含まれるものと理解しているがよろしいか。	P C B 特別措置法令に基づき、必要に応じて各関係者が連携しつつ、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理を推進するものと理解しています。
9, 10	三 2 (4) 国の役割 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、・・・安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。	微量 P C B の処理には、膨大な社会的コストが必要とされ社会・経済に大きな打撃を与えられと考える。国は、微量 P C B の処理について、社会・経済の活力が必要以上に弱体化しないよう、無害化処理認定制度の活用に加え、処理の安全性を前提とした効率的な処理方策について継続的に検討を行い、更なる社会的コストの縮減を図る必要があることから、国の役割として微量 P C B 処理に係る社会的コストの縮減を本方針に明記すべきである。	当該箇所は、P C B 特別措置法及び同法に基づく P C B 廃棄物処理基本計画に即して、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関する施策の推進に関する基本的事項を記述しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、本変更案中の「無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする」は、微量 P C B 汚染廃電気機器等について、確実かつ適正な処理を行うことを前提としつつ、微量 P C B 汚染廃電気機器等の特性を踏まえ、処理の安全性の確保を最優先とした上で、効率的な処理を進めていくことを意味しており、このことは、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理に要する費用の低減にも資するものと考えています。

10	三 3（1）一般廃棄物の処理体制の確保	一般廃棄物、特に学校、オフィス、病院などからの廃棄物に関しては、「アメとムチ」の明確化をより強力かつ具体的に推進する必要があると考えられる。例えば、廃棄物の減量、適正処理において先駆的実績をあげた学校に対して、文科省との共管による助成金の上乗せを講じるなど、具体性のある「アメ」を提示することも有効と考えられる。	御指摘の点については、廃棄物の減量、適正処理のための施策を検討していくにあたり、参考とさせていただきます。
11	三 3（1）一般廃棄物の処理体制の確保 ・・・例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については・・・一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。	熱回収は、廃プラスチックをそのまま燃焼させることには変わりなく、国民に多くの負担を強いて分別排出、回収の徹底を義務付けている以上、できるだけ多くの廃プラスチックを再生利用することが望ましい。	本変更案においても再生利用を熱回収よりも優先させる旨記述しているところです。
14	三 3（3）廃棄物の不適正処理の防止・・・有害な性状により特別管理廃棄物とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならない、・・・	特別管理廃棄物の特定有害産業廃棄物で対象としている有害物質の数と、化審法などで管理している有害物質の数の差が非常に大きい。特別管理廃棄物の定義について、再考すべき。	廃棄物処理法と化審法は法目的が異なるため、単純に比較することはできないと考えますが、御指摘の点は今後の業務の参考とさせていただきます。

15	三 3 (3) 廃棄物の不適正処理の防止 ・・・電子マニフェストの機能向上 及び普及拡大・・・	電子マニフェストは、加入料・利用料金・使用料がかかるだけでなく誤入力の場合の修正料金もかかり、コスト的に紙マニフェストよりも割高になるほか、排出事業者が廃棄物の種類毎に「受渡確認票」を発行し収集運搬業者に渡さなければならないので事業の効率化は図れないなど、「普及拡大」のために解決すべき課題が多く、「普及拡大」の前に「機能向上」を図るべき。	電子マニフェストの機能向上については、以前から継続的に取り組んでいるところであり、御指摘を踏まえ、今後ともシステムの機能向上等により電子マニフェストの普及拡大を行ってまいる所存です。
15	三 4 優良な処理業者の育成	優良な産廃処理業者に処理を委託する排出事業者について、インセンティブを付与すべき。	御指摘のとおり、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図っていく上でも、優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託する排出事業者側にインセンティブを付与することは重要であり、今後検討してまいる所存です。
16	三 6 廃棄物の輸出入	廃棄物の処理インフラが整っていない途上国での環境負荷低減の助けになる廃棄物の輸入について推進すべき。	途上国での環境負荷低減の助けになる廃棄物の輸入については、本変更案においても、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくこととしています。

16	三 6 廃棄物の輸出入	廃棄物の輸出について、「社会経済情勢の変化により再生利用が困難な廃棄物については、国外での再生利用の推進を図る」等の柔軟な対応をするように記述を修正すべき。	廃棄物の輸出については、輸出された廃棄物が国外で不適正に処理されることや、国内の排出事業者責任が空洞化することを防止する観点から、廃棄物処理法に定められた要件を満たす場合にのみ輸出可能としています。
16	三 6 廃棄物の輸出入	廃棄物の輸出について、不適正に輸出されていないかのチェックを厳格に行うべき。	本変更案においても、輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等の水際対策の徹底を図る旨記述しているところです。
21	四 3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備 ・・・適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等・・・	建設工事から発生する無機性建設汚泥について、事業者が適正な処理を講じ、無害化、品質が確保されれば、改良土として再利用可能であることを法的に担保すべき。	建設工事に伴って排出される建設汚泥に中間処理を加えた後の建設汚泥処理物については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落のおそれがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあります。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要であると考えます。

26	五 1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進 ・・・有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物そり施設からの排出抑制を一速図るための所為技術の開発を推進するとともに、よりの確な運転管理や管理指標の研究開発が必要・・・	処理方法の技術開発だけでなく、処理前の有害廃棄物管理についての技術開発を推進すべき。	本変更案においても、他種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の開発の研究や技術開発について記述しているところです。
26	五 2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等	大学で研究されている産業・技術の各分野においては、その産業分野から排出される廃棄物の処理・リサイクルについても研究がなされるべき。先進的な環境技術(廃棄物処理、リサイクル、CO2 削減)などについての教育を行う場を創設すべき。	本変更案においても、環境教育や廃棄物処理に関する調査研究の推進について記述しているところです。